

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、翌日が休日)
(当たるの翌日)

告

示

鳥取県告示第百八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第十二条の規定により告示する。

平成五年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山本医院	境港市外江町三八〇四	平成五年一月一日
福本薬局	鳥取市末広温泉町一五九一一	"
あかね薬局	鳥取市上福原一丁目一〇一	平成五年一月一日
○西伯郡中山町田中七五八一一	"	"

- ◆雑報
- ◆公安告示
- 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(商工指導課)

理 事 倉 敷 敏 成 米子市上福原四六〇
 " " " " " 井 上 万吉男 米子市東福原八二八
 内 田 範 男 永 見 新 一 米子市両三柳二一八五
 渡 部 薫 竹 内 一 夫 米子市目久美町二九五
 " " " " " 三 島 卓 治 米子市安倍一二
 安 達 昭 木 松 本 初 米子市夜見町一九六
 門 脇 広 德 森 井 上 万吉男 米子市中島八〇
 " " " " " 森 森 勝 次 郎 米子市東福原八二八
 清 水 永 見 新 一 平 木 章 弘 米子市勝田町一四
 " " " " " 大 藤 順 文 米子市両三柳二一八五
 " " " " " 門 脇 広 德 平 木 章 弘 米子市上福原四四三
 " " " " " 吉 岡 登 大 藤 順 文 米子市彦名町四五五五
 " " " " " 松 本 初 大 藤 順 文 米子市富益町四四六八
 " " " " " 阿 部 隆 元 米子市和田町二五六七
 " " " " " 境 港 市 小 篠 津 町 八 九 〇
 " " " " " 境 港 市 上 道 町 五 三 八 一 一

退任した役員の氏名及び住所

平成五年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年一月二十日退任

鳥取県告示第二百九号

今井薬局	米子市花園町一三〇一—九	平成五年二月一日
四	米子市上後藤五丁目一三一三	平成五年一月十八日

監 事 中 原 敏 雄	景 山 義 光
浜 田 靖	永 見 元
松 本 義 人	境 港 市 中 野 町 五〇五
足 立 輝 夫	境 港 市 小 篠 津 町 八 九〇
境 港 市 渡 町 九 三 六	境 港 市 上 道 町 五 七 四
境 港 市 外 江 田 町 一 九 三 七	
米 子 市 中 島 八 〇	
南 忠 良	米 子 市 大 篠 津 町 一 七 七 一
池 渕 嶽	境 港 市 夜 見 町 一 一 七

監事	浜田 靖	境港市外江田町一九三七
"	松本 義人	境港市渡町九三六
"	安田 淳美	米子市旗ヶ崎五丁目一一三八
"	池淵 嶽	境港市花町一一七
平成五年一月二十一日就任	任期四年	

鳥取県告示第百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る天神野地区第七工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成五年二月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

監事	浜田 靖	境港市外江田町一九三七
"	松本 義人	境港市渡町九三六
"	安田 淳美	米子市旗ヶ崎五丁目一一三八
"	池淵 嶽	境港市花町一一七
平成五年一月二十一日就任	任期四年	

鳥取県告示第百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る天神野地区第七工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

- 二 縦覧に供する期間

- 三 縦覧に供する場所

- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

平成5年2月9日 火曜日

鳥取県公報

鳥取県告示第百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る阿毘縁地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成5年2月9日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

- 二 縦覧に供する期間
平成5年2月10日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
日南町役場

- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日起算して十五日以内に知事に申し立てるこ

と。

鳥取県告示第百十三号

八頭郡八東町大字皆原八一番地加藤正男ほか十二人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業皆原地区区画整理）の認可申請については、審査に供する。

査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成5年2月9日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画及び規約の写し

- 二 縦覧に供する期間
平成5年2月10日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
八東町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十四号

鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井東（杉崎）地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十五号

鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井東（津ノ井）地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定し

たので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり

縦覧に供する。

平成五年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

次

平成5年2月9日 火曜日

鳥取県公報

三 縦覧に供する場所
大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十七号

日南町が行う土地改良事業に係る三田所地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二上第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

二 埋立ての免許の年月日及び番号

平成元年三月二十四日 鳥取県指令受漁港第十一号

三 しゅん功認可の年月日

平成五年二月二日

四 埋立区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字青谷字夏泊五五一七の地先公有水面

日南町役場

二 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

三 縦覧に供する期間
平成五年二月十日から二十日間

(二) 区域

次の1の地点から4の地点までを順次に直線で結んだ線、4の地点と5の地点を結ぶ昭和六十年九月二十日付鳥取県指令受漁港第四十二号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線、5の地点から6の地点及び7の地点を通り8の地点を結ぶ昭和六十二年の秋分の満潮位における公有水面と陸地との境界線及び8の地点と1の地点を直線で結んだ線によって囲まれた区域

1の地点 夏泊港防波堤灯台（北緯三五度三一分三八秒東経一三四度〇〇分一秒）から一四三度〇〇分一二四・ハメートル

の地点

- 2の地点 1の地点から一四七度〇〇分一〇・五メートルの地点
- 3の地点 2の地点から五七度〇〇分三・一メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一四七度〇〇分六五・〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から五七度〇〇分二六・九メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三二七度〇〇分三三・〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三一四度三〇分三二・六メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三一五度〇〇分一一・〇メートルの地点

(三) 面積
一、八三六・三四平方メートル

関係図書の閲覧場所
青谷町役場

鳥取県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成五年二月九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	前後別変更		(延長)
		(メートル)	(メートル)	
四三一号	米子市河崎字大水落沖三二九八 一八地先から同市西三柳字三右 門道西三九〇〇一二一地先ま	一・二〇	二・八五八・	
	で	二・一・〇・	五・〇	
	変更後	二・一・三・五	二・四〇〇・	

鳥取県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成五年二月九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百二十一号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
 次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

路線名	区		間		米子環状 線	
	前	後	変更別	前	後	
米子空港	区	間	前変後別	区	間	米子市市両三柳字三右衛門道西北
米子市河崎字矢倉灘道西六九一 九地先から同市河崎字沖通り六 三一一地先まで	一〇・五〇・八 一二一・〇	一〇・五〇・八 一二一・〇	一〇・五〇・八 一二一・〇	一〇・五〇・八 一二一・〇	一〇・五〇・八 一二一・〇	米子市市両三柳字三右衛門道西北
境港市小篠津町字川本一五〇四 一二地先から同市佐斐神町字下 東屋敷六五五一地先まで	一〇・五〇・五 三五・〇	一〇・五〇・五 三五・〇	一〇・五〇・五 三五・〇	一〇・五〇・五 三五・〇	一〇・五〇・五 三五・〇	境港市小篠津町字川本一五〇四 一二地先から同市佐斐神町字下 東屋敷六五五一地先まで
角ヶ谷一六六一地先まで	二三・〇 三五・〇	二三・〇 三五・〇	二三・〇 三五・〇	二三・〇 三五・〇	二三・〇 三五・〇	角ヶ谷一六六一地先まで

その関係図面は、平成五年二月九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区		間		供用開始の期日
	四	三	一	号	
米子市河崎字大水落沖三二九八一八 地先から同市両三柳字三右衛門道西	二九〇〇	一	二	一地先まで	平成五年二月十日

鳥取県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
 次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成五年二月九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	供用開始の期日
米子環状線	米子市西三柳字三右衛門道西北三〇 六〇一一九地先から同市河崎字大水 落沖三二九八一五地先まで	平成五年一月十日
米子空港線	境港市小篠津町字川本一五〇四一一 地先から同市佐斐神町字下東屋敷六 五五一地先まで	平成五年一月九日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年一月九日

鳥取県公安委員会委員長 德 田 博 司

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成五年一月九日

開発許可の年月日及び番号

平成四年六月二十六日 鳥取県指令受米土維第三十八号

開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字天狗山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市和田町三四三七一一

朝日住宅有限会社

代表取締役 荒木 勲

遊技機の種類	型式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	プラボーアトラス	株式会社平和
"	C R · SIGMA-A	"

"	C R・ミリオソーア	"
"	フロンティア G P	奥村遊機株式会社
"	ミラクルドーム	"

報
知
取
扱
業

報

- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
バウジングランドいよい米子店
西伯郡淀江町大字佐陀709外
- 3 現在の店舗面積
1,047 m²
- 4 増加しようとする店舗面積
1,611 m²
- 5 店舗面積を増加する日
平成 5 年 6 月 28 日

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、次の大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成5年2月28日までに鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

平成 5 年 2 月 9 日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 錠 篤

日曜水曜日 円 9 円 2 年 5 成 承

○法第6条第2項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称及び住所
有限会社稻井豊平金物機工
倉吉市河原町1770